

居住支援活動の普及拡大に向けた調査事業

令和元年5月17日

国土交通省住宅局長 石田 優

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

居住支援活動の普及拡大に向けた調査事業

(2) 事業目的

我が国においては、高齢化や低所得者の増加が進展する一方で、賃貸住宅の賃貸人の中には、家賃滞納、孤独死、事故・騒音等の不安から、高齢者、低所得者、障害者などの入居に対して拒否感を持つ方が少なくなく、こうした住宅確保要配慮者の住まいの確保が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成29年4月に住宅セーフティネット法の改正法が可決・公布され、10月25日から、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者の住まいを確保するとともに、円滑な入居・居住のために必要な居住支援等の取り組みを進める「新たな住宅セーフティネット制度」が開始されたところである。

今後は、本制度に基づく登録住宅の普及促進を図るとともに、市区町村の居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定の促進などにより、地域において住宅確保要配慮者向けの住宅相談や生活支援などの居住支援が提供される環境を整備していくことが重要となっている。

このため、本事業では、居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定、活動内容の充実、住宅・福祉分野の連携の促進に向けて、実態把握、資料作成、研修会やシンポジウムの開催等を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

以下の事項に係る事業を実施する。

①居住支援団体による居住支援活動の普及促進のための調査検討

居住支援法人を含め各地の居住支援団体の活動状況や先進事例の実態把握を行うとともに、それを踏まえて、居住支援活動の普及に向けた研修会やシンポジウムの開催、PR資料の作成を行う。

②市区町村の居住支援協議会の設置促進のための調査検討

居住支援協議会を設置していない政令市や中核市等の市区町村に対して、設置の参考となる資料を作成するとともに、意欲のある市区町村に対してモデル的に設置支援（不動産団体や居住支援団体の連携機会の創出や地方公共団体へのアドバイスなど）を行う。

※ 設置支援を行う団体の選定は国土交通省で行うこととする。

③住宅・福祉分野の連携促進のための調査検討

地方整備局や地方公共団体と協力し、住宅・福祉分野のさらなる連携の強化に向けて、既往の取り組みの収集・整理を行うとともに、地域レベルの情報交換会（実務者や有識者の派遣や先進事例の紹介など）の開催を支援する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和元年6月中旬 ～ 令和2年3月31日（火）

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 居住支援活動に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 東條
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111（内線 39855）
- ④電子 mail tojo-a279@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和元年5月17日（金）から令和元年6月7日（金）
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和元年6月7日（金）18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。
なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メール

を提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」
「Adobe acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。